

## 議案第25号

### 境港管理組合の建設工事等の入札・契約の適正執行を図るための調査審議に係る事務の受託に関する規約を定める協議について

境港管理組合の建設工事等の入札・契約の適正執行を図るための調査審議に係る事務の受託に関する次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

境港管理組合と鳥取県との間の建設工事等の入札・契約の適正執行を図るための調査審議に係る事務の委託に関する規約

（事務委託の範囲）

第1条 境港管理組合（以下「甲」という。）は、自らが発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務であって鳥取県内において施行されたもの（鳥取県及び島根県にまたがるものを含む。以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、その適正な執行を図るため、次に掲げる事項に係る調査審議に関する事務を鳥

取県（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。
- (2) 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。

（経費の負担）

第2条 委託事務の執行に要する経費は、乙が支払うものとする。ただし、当該経費に係る費用の負担については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（連絡会議）

第3条 乙は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要があると認めるとき、又は、甲からの申出があった場合において必要があると認めるときは、連絡会議を開くものとする。

（雑則）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成17年11月1日から施行する。